

第3次中期目標・中期計画

【2018(平成30)年度～2020(平成32)年度】



Niigata University of Pharmacy and Applied Life Sciences

新潟薬科大学

第3次中期目標・中期計画の策定に当たって

このところ大学を取りまく状況はとみに厳しさを増している。その原因の一つとして大学の入学者となる18才人口の減少が著しくなる「2018年問題」があげられる。新潟県を例にとると、2013年における23,600人の18才の若者数は2018年には21,100人と11%も減少してしまうという。その影響もあって、新潟薬科大学の入学者は残念ながら両学部とも定員を満たすことができない状態にある。そのような苦難の年に本学の第3次中期目標・中期計画（2018年～2020年度）が発足する。入学者が少ないと、いろいろな面で支障が起こってくる。財務的な影響はさることながら、最も危惧されることは、本来ならば若々しいエネルギーに満ちあふれているべき学内の活気が薄らぐことである。その反映で考え方も行動も控えめになってしまう。いくらよい目標や計画を策定したとしても、こういう状態ではそれらを実現することがおぼつかなくなる。意気軒昂でピンチをチャンスに変えていく意気込みが大事である。

第3次中期目標・計画を策定するに当たって、本学ではブランディング推進委員会を組織し、メンバーの活発な議論に基づいて「新潟薬科大学ビジョン」を策定した。ビジョンとは将来像であって、目指すべき姿と言い換えてもよい。『健康・自立社会の実現を目指し「ひと」と「地域」に貢献する』というフレーズがそれである。人々が健康で自立した生活を送ることができるようにするために新潟薬科大学は地域社会に貢献しますという宣言なのである。その心意気を示すメッセージ（タグライン）は「信頼されるプロになる。」である。単に専門知識や技術を持つだけでなく、真に信頼される存在であることがプロフェッショナルであるという思いがこのタグライン込められている。

このようなビジョンとタグラインを念頭に入れて策定された第3次中期目標・中期計画では教育、研究、社会貢献、大学運営の4つ項目に関するそれぞれの目標とそれを実現するための計画が立案されている。これらが今後3年間における新潟薬科大学が発展に向けて考慮しないといけない課題なのである。それぞれの課題を教職員が協同して達成していくことによって、新潟薬科大学が活力ある教育研究機関としての存在感を国内外に輝かせることができるようにしていきたい。

平成30年3月

新潟薬科大学

学長 寺田 弘

1. 教育

1-1. 本学の掲げる理念・目的やビジョンを実現するため、教育の内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証と向上に取り組む。

- ① 全学的な内部質保証体制の構築と、各種方針・規程類や手続きの整備を進める。
- ② 学生の学習成果や学習態度の変容等を適切に把握するため、各種調査（学生、卒業生、就職先等）の目的や実施手法を見直す。
- ③ アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを見直し、一貫性と整合性について点検・評価するための仕組みを構築する。

1-2. 入学前から卒業後までのきめ細やかな学生対応を行うことで、満足度の向上を図る。

- ④ 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることを目的とした「学生支援に関する大学としての方針」を策定・明示するとともに、点検・評価を行うことで改善・向上に向けて取り組む。
- ⑤ 成績情報のみならず、面談時のヒアリング結果等を含めた学生の状況を効率的に集約・把握できる環境を整備するとともに、ドロップアウト学生（予備群含む）の原因を分析し、これを予防・抑制するための対策を講じる。
- ⑥ 多様な学習歴を持つ入学者を受け入れる状況の下、高大接続の観点を含めた入学前教育と低学年次のリメディアル教育を効果的に展開するための学習支援体制を整備する。
- ⑦ 高大接続の観点を含めて、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施する。
- ⑧ AI（人工知能）を教育現場に活かすための方策やeラーニングを含むICT教育の在り方を検討し、既存の教育システムと合わせて効果的な取組を展開する。

1-3. FD活動を通じて教育力の向上を図る。

- ⑨ 教育内容や教育方法の改善を図ることを目的とした研究科独自のFD活動を実施する。
- ⑩ FD活動のテーマとして、授業外学習を促す授業運営等、「学生の学習意欲向上のための教育手法の在り方」を取り上げ、効果的な教育手法に係る事例発表やディスカッションを行う。
- ⑪ 新入教員（採用後3年以内や博士号を取得したばかりの教員）に向けた研修会を開催する。

1－4. 大学ビジョンに掲げる「貢献力」を育むための特色ある教育メニューを提供する。

⑫ 社会連携教育を始めとする「普遍的な社会的ニーズに応え得る本学特有の教育カリキュラム」を推進し、学生の社会人基礎力や貢献力を涵養する。

⑬ 新津駅東キャンパス（通称：新津まちなかキャンパス）や4大学メディア∞キャンパス、薬草・薬樹交流園等、多様な教育フィールドを積極的に活用することで、学生と社会との接点を増やす。

1－5. 国際感覚を身に付けた学生を養成するために、国際交流事業を展開する。

⑭ 外国人留学生の受入れを図るため、体制整備及び広報活動を推進する。

⑮ 地域の外国人との交流の機会を設定する等、多様な文化に触れるプログラムを提供する。

⑯ 海外協定校への派遣学生・教職員数増やプログラムの評価を行う等、派遣事業の更なる充実を図る。

2. 研究

2－1. 大学ビジョンの実現を目指し、社会貢献に繋がる特色ある研究を展開する。

⑰ 本学の研究についての基本方針を策定し、それに基づき先進性、独自性、国際交流への発展性、社会貢献への発展性等の観点から研究を評価する仕組みを構築する。

⑱ 地域課題の解決・社会貢献への発展性の高い研究を促進するため、社会的ニーズ等に基づき、大学として重心をおくべき研究テーマを設定・支援するための仕組みを構築する。

2－2. 研究推進力の向上を図る。

⑲ 競争的研究資金の申請者に何らかのインセンティブを付与する等、研究者の研究意欲を向上させるための環境や仕組みを構築し、科研費を始めとする競争的研究資金の申請件数と採択件数の増加に繋げる。

⑳ 学内の共同研究を推進する仕組みを整える。また、他大学や研究機関との共同研究や施設・設備の共同利用を奨励することで、研究活動の活性化を促進する。

2－3. 国際交流への発展性の高い研究を推進する。

㉑ 3～6ヶ月の海外研修制度を策定し、海外協定大学と本学教員との研究者交流を通じて交流・研修を実現する。

2－4. 科学研究における健全性の向上を図る。

- ② 研究における不正行為や研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務等について、教員及び大学院生向けの研究倫理教育を積極的に行うとともに、学内ルールの浸透を図る。

3. 社会貢献

3-1. 大学ビジョン及び社会的ニーズを基に社会貢献活動を充実させる。

- ③ 大学ビジョンを基にした「社会連携・社会貢献に関する方針（大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針）」を策定・共有するとともに、点検・評価を行うことで改善・向上に向けて取り組む。
- ④ 本学で現在展開している社会貢献活動を体系化し、組織体制を整備する。
- ⑤ リカレント教育活動を展開する等、地域における「知の拠点」として、幅広い年齢層を対象として積極的に学習機会を提供する。

3-2. FD活動を通じて、社会貢献を展開するにあたり必要な知識等を身に付ける。

- ⑥ 全ての教員を対象とし、社会貢献に必要な知識・能力の習得や社会的ニーズを把握するための研修を実施する。

4. 大学運営

4-1. 本学の掲げる理念・目的やビジョンの実現に向けて、学長のリーダーシップの下、教職員が高い士気と一体感を持って活動できる環境を整備する。

- ⑦ 「大学運営に関する方針（大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中長期計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針）」を策定・共有するとともに、点検・評価を行うことで改善・向上に向けて取り組む。
- ⑧ 大学として求める教員像と合わせて各学部・研究科等の「教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携の在り方、教育研究に係る責任所在の明確化等）」を策定し、適切に明示するとともに、点検・評価を行うことで改善・向上に向けて取り組む。
- ⑨ 全教職員に対して大学ビジョンの理解度の浸透を図るとともに、ビジョンの達成度を検証し、諸活動の改善に繋げるための仕組みを構築する。
- ⑩ 全学委員会及び学部委員会の役割や権限等について、組織の統廃合を含めて整理するとともに、大学執行部の役割や権限と合わせて学内共有を図る。

- ③① 「教育研究等環境の整備に関する方針(学生の学習や教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針)」を策定し、共有するとともに、点検・評価を行うことで改善・向上に向けて取り組む。
- 4-2. 本学の掲げる理念・目的やビジョンに基づく戦略的な広報活動を展開する。
- ③② ブランド化を促進するため、ターゲットに応じた中長期的な「広報戦略プラン(重点分野・実施体制・目標値含む)」を策定・共有するとともに、点検・評価を行うことで改善・向上に向けて取り組む。
 - ③③ 学内活動の情報集約力と情報発信力を強化する。
 - ③④ 入学定員の確保に向けた広報活動の効率的かつ積極的な展開を推し進めるため、人員配置等の適切な資源配分を行う。
- 4-3. ハラスメント等の人権侵害の防止体制の強化を図る。
- ③⑤ 法人本部事務局と連携し、ハラスメント等の未然防止と発生時の対応について、組織的かつ実効的な体制を確立する。
 - ③⑥ 学生や教職員の更なる人権意識の向上を図るため、定期的にハラスメント等に関する啓発や研修を実施する。
- 4-4. 本学の教育研究の活性化を促進し、教育研究機関としての質を保証するために教員評価制度を実施する。
- ③⑦ 平成30年度から実施する教員評価制度の点検・評価を行い、より公正で納得性の高い評価制度の確立を目指す。
- 4-5. 大学の財務状況を点検・評価し、改善に向けて取り組むための仕組みを構築する。
- ③⑧ 予算配分の適切性や予算執行の効果を分析・検証する仕組みを構築する。
 - ③⑨ 業務の効率化やコスト節約を促進するための仕組みを構築し、実行する。
 - ④⑩ 各種の修学支援事業と合わせて、入学定員や学納金、教員数や人員配置等の適切性を点検・評価する。
- 4-6. 本学の財政基盤の強化を図る。
- ④⑪ 財政基盤強化のため、基金化や事業化等、資金獲得の新たな仕組みを導入する。